

[標準様式例6-2]

( 第2回 最終 ) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年9月26日
契約業者名	日本道路株式会社 北関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市見沼区春岡1丁目1番地10
工事の名称	R6 国道4号東埼玉道路（専用部）八潮地区改良舗装その1工事 (第2回変更)
工事場所	埼玉県八潮市八條地先
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要	道路土工（指定部分） 1式 地盤改良工（指定部分） 1式 舗装工（指定部分） 1式 縁石工（指定部分） 1式 防護柵工（指定部分） 1式 区画線工（指定部分） 1式 標識工（指定部分） 1式 道路照明設備工（指定部分） 1式 仮設工（指定部分） 1式
工期（自）	令和6年7月24日
工期（至）	令和7年12月26日
契約前の変更金額	¥247,830,000
変更金額	増 ¥60,720,000
変更後の契約金額	¥308,550,000

## 変更理由

1. 道路土工(指定部分)  
現地調査の結果、地盤高に相違があり、また、関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、道路土工(指定部分)を追加する。
2. 地盤改良工(指定部分)  
現地調査の結果、取付道路のC B R 値が不足しており、また、関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、路床安定処理工(指定部分)を追加する。
3. 舗装工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、舗装工(指定部分)を増工する。  
また、現地調査の結果、調整池への土砂の流出を防ぐ必要が生じたため、段差抑制工(指定部分)を追加する。
4. 縁石工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、縁石工(指定部分)を追加する。
5. 防護柵工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、防護柵工(指定部分)を追加する。
6. 区画線工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、区画線工(指定部分)を追加する。
7. 標識工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、小型標識工(指定部分)を追加する。
8. 道路照明設備工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、道路照明設備工(指定部分)を追加する。
9. 仮設工(指定部分)  
関係機関との協議の結果、先行供用する必要が生じたため、仮設工(指定部分)を追加する。
12. 工期  
工期は、38日間延伸し、令和7年12月26日までとする。